

第10期 山口県地球温暖化防止活動推進員 募集のお知らせ



1 地球温暖化防止活動推進員とは

地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県や市町から委嘱を受けて、地域における地球温暖化防止活動を進める方々です。

美しい地球を未来へ引き継ぐため、地球温暖化防止活動に取り組んでみませんか？

2 応募資格

- ・次の市に居住、または勤務・在学する18歳以上の方
(下関市、宇部市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市)
※上記以外の市町では、市町において募集が行われますので、各市町環境担当課にお問い合わせください。
- ・地球温暖化防止に熱意と見識を有する方
- ・県・市町、山口県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)等の行う事業等に協力し、活動できる方

3 任期及び応募期限

任期:平成29年6月1日～平成31年5月31日(2年間)

応募期限:平成29年5月19日(金)



- ① 推進員になられる方には、委嘱状と推進員証を交付します。
なお、本委嘱により何らかの権限を得るものではありません。
- ② 推進員活動は、無償でお願いしております。謝金の支給は行いません。
ただし、県またはセンターが実施する温暖化診断や環境イベント、研修などへの参加にあたっては、旅費を支給する場合があります。
- ③ 推進員が地域において独自に活動する場合、センターを通じた教材の貸出、参考資料等の提供は可能な範囲で行います。ただし、経費の援助は行っておりません。
- ④ 推進員として、1年に1回程度の活動状況の報告をお願いします。

推進員の活動内容(例)

【地域のイベント出展への協力】

【出前講座の実施】

【家庭向け温暖化診断】

【推進員の研修会や勉強会もあります】



4 申込み・問い合わせ先

山口県 環境政策課 地球温暖化対策班

〒753-8501 山口市滝町1番1号(山口県庁2階)
TEL:083-933-2690 FAX:083-933-3049
E-mail:a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

詳細は で

